

児童相談所の家族再統合に向けた心理援助の現状と課題

千 賀 則 史¹⁾

児童相談所における子ども虐待対応

1. 児童相談所のあり方を巡って

(1) 社会要請に応じる行政機関として

近年、子ども虐待が深刻な社会問題として注目を集めている。こうした中で、児童相談所（以下、児相と略記）が子ども虐待対応の中心的な役割を担っていることが認識されるようになり、そのあり方が厳しく問われている。

1947年の児童福祉法制定によって設置された児相は、わが国の子どもに関するあらゆる社会問題への対応が求められてきた。その活動は、第二次世界大戦後の混乱と窮乏の中での浮浪児対策から始まり、障害児への援助、非行問題、いじめ・不登校相談、阪神・淡路大震災後の子どもの心のケア、さらにはオウム真理教事件にかかる子どもの保護など、その時代を特徴づける重要な社会問題への取り組みが行われてきた（川崎他、2013）。

わが国の子ども・家族・社会を巡る環境は、敗戦後、高度成長やバブル経済を経過し、情報革命によるグローバル化の波の中で目まぐるしく変わり続けており、心理援助のあり方についても社会の要請に応じた変化が求められている。その中でも、児童福祉領域では、子ども虐待という難問に直面しており、児相は発足以来の大きな変革と混乱の渦中にある。このような混沌とした中で、児相の現場では、今の状況を打開するための新たな相談援助のあり方を模索し続けている。

(2) 子ども虐待の顕在化

子ども虐待とは、「古くて新しい問題」であり、決して現代に特有なものというわけではない。古代や中世、近世の時代には、子どもの基本的人権を尊重するという考えや制度はなく、子捨てなどが社会的に容認されてきた。子ども虐待とは、決して特別なものではなく、人間の宿命ともいえるものだが、長らく否認・封印されてきた人間の深い闇の部分であるといえる。

しかし、わが国で子ども虐待という問題が顕在化したのは1990年代に入ってからであり、子ども虐待防止のための具体的な対策が講じられるようになってからまだ日が浅い。わが国の児相の最大の転換期は、2000年の児童虐待の防止等に関する法律（以下、虐待防止法と略記）の施行である。1990年度には1,101件だった児相の児童虐待相談対応件数は、2000年度には17,725件になり、その後もハイペースで増加し続け、2013年度には73,765件と全国統計を取り始めてから23年連続で過去最高を更新し続けている状況である。

こうした児相の虐待ケースの急増は、虐待する保護者の増加をそのまま示しているというよりは、子ども虐待の死亡事件の報道等により社会的な関心が高まったり、法制度の改正等により子ども虐待の捉え方が拡大されたりすることで、「虐待」という問題に対する感度があがったことを示していると考えられる。そのため、子ども虐待に対する社会の問題意識が深まることで、今後も児相の虐待ケースはさらに増加していくことが予想される。

(3) 介入と支援の役割葛藤

2000年の虐待防止法の施行は、虐待ケースの増加に伴う児相業務の量的な変化のみならず、児相の基本的な援助スタンスにも大きな質的な変化をもたらした。

従来の児相は、保護者との関係の保持を重視する受容的アプローチが主流であったが、「子どもの安全確保」を至上命題とする社会要請に応える形で、介入型アプローチへのパラダイムシフトが生じた。その結果、立入調査、職権一時保護、家庭裁判所申立ての件数が大幅に増加し、そのリアクションとしての保護者との激しい摩擦やトラブルが頻発するようになった。こうした中で、児相の現場には、一時保護所や児童福祉施設（以下、施設と略記）の満床化、保護された子どもの心のケア、保護者対応、職員のバーンアウトなどの複合的な問題が連鎖的に一挙に押し寄せることになった。このようなプロセスを経て行われた2004年の虐待防止法と関連児童福祉法の改正により、市町村と児相の二元体制による枠組みがスタートし、ネットワーク内の情報共有を促す仕組

1) 名古屋大学大学院教育発達科学研究科博士課程（後期課程）（指導教員：窪田由紀教授）

みとして要保護児童対策地域協議会が作られた。さらに、国、自治体の責務が、親子分離後の子どものケア、保護者のケアおよび親子の再統合に向けた取り組みに拡大され、児相においては具体的な家族再統合プログラムなどが模索されることになった（津崎，2010）。

その後、2007年、2009年、2011年にも虐待防止法や関連児童福祉法等の改正が行われ、児相の援助体制や権限の強化が行われている。しかし、児相の介入的な援助スタンスが強まっていくにつれ、本来の役割である心理援助は深刻な自己矛盾、機能不全に陥っている。こうした背景の中で、親子分離後の子どもや保護者に対する援助が思うように進んでおらず、わが国の児相では家族再統合に向けた心理援助が最重要テーマとなっている。

（４）児童相談所における援助体制等の課題

児相は、通常の相談機能に加えて、市町村相互間をコーディネートする市町村援助機能、施設入所等を行う措置機能、子どもの保護を行う一時保護機能という強力な権限を併せ持つ世界に類のないわが国独自の相談機関である。ソーシャルワーカーの児童福祉司（以下、福祉司と略記）や心理職である児童心理司（以下、心理司と略記）などの協働によるチームアプローチと会議による合議制を原則として活動を展開している。

こうした児相は全国で207カ所（2014年4月1日現在）あり、職員体制の拡充が課題となっている。虐待防止法施行前の1999年度に1,230人だった福祉司の数は、その後、児童福祉法施行令の改正により、配置基準の改善が図られたことなどにより、2014年度には2,829人と2倍以上に増加し、人口4~7万人に1人の基準設定を実現した。しかし、心理司については、「心理司：福祉司＝2：3以上を目安に、さらには心理司：福祉司＝1：1を目指して配置すべき」（厚生労働省，2006）と提言されているにもかかわらず、児童福祉法施行令等によって配置基準が定められていないため、その数は1,261人（2014年4月1日現在）しかおらず、福祉司の半数にも満たない。また、団塊の世代の定年に伴う大量退職と児相職員の増員のタイミングが重なったことで、職員の年齢構成としては、20代、30代の経験の浅い若手が多い。

児相の人員は、質量ともに不十分であり、急増する子ども虐待への初期対応に追われるあまり、本来の援助の目的である家族再統合に向けた子どもや保護者への心理援助まで十分に手が回っていないという実態がある。また、人員体制以外の問題として、家族再統合の援助技術が未確立であり、介入と支援という二重の役割を持っているため、介入を行った児相に対する保護者の拒否感が強く、保護者と児相が関係性を構築することが難しいという構造上の問題を抱えている（才村，2009）。

（５）児童相談所における心理職の重要性

児相が介入と支援の両方の役割を担わなければならない中で、児相の心理職である心理司の役割の重要性は極めて高いといえる。心理司は、従来の心理判定業務に加え、一時保護所の子どもの心理療法、心理面からの援助方針の策定、施設入所後のケアの評価などにも積極的に関わることが求められていることから、配置の充実が必要とされている（厚生労働省，2006）。心理司を増員することで、福祉司と心理司の協働で面接や家庭訪問等を行う体制を実現できる。その結果、ケース理解がより深まり、児相の心理援助の充実につながることを期待される。

そうした援助体制を構築するためには、児相の心理司のあり方に関する研究を行うことで、心理司の必要性を実証しなければならないが、そのような研究は、全国の児相にアンケート調査を実施した大島・山野（2009）のものなどに限られている。そのため、今後は児相の子ども虐待対応における心理援助に焦点を当てた研究を行うことで、心理司のあり方を明確化する必要がある。

2. 子ども虐待の定義

（１）「虐待」という言葉

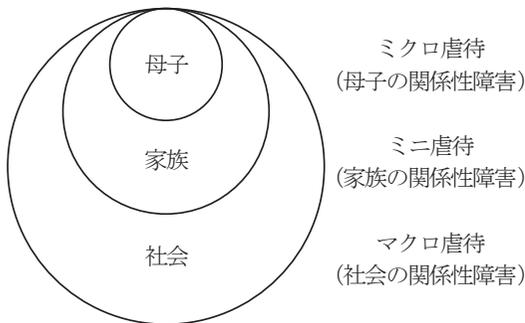
子ども虐待対応を難しくさせている要因の一つは、何をもって「虐待」とするのかという判断が困難であるということである。わが国では虐待防止法第2条に、①身体的虐待、②性的虐待、③ネグレクト、④心理的虐待という4つの行為類型によって規定されているが、このように定義が明記されていても、実際の現場では「虐待」という言葉を巡る見解の相違から子ども・保護者・関係者の話し合いが噛み合わなくなってしまうことがある。

「虐待」という日本語の意味は、広辞苑によると「むごく取り扱うこと」とされており、残酷な行為を連想させる。しかし、「虐待」という用語は、英語の「abuse」の訳語であり、「虐待」以外にも「濫用・誤用」という意味もある広い概念である。また、わが国における「虐待」とほぼ同義の言葉として諸外国でよく用いられている概念として「マルトリートメント」(maltreatment)がある。「mal」は「誤り」、「treatment」は「扱い」を意味し、「虐待」の烙印を親におさずにすむ（渡辺，2007）。人は誰でも自分の子育ての問題について、専門家に指摘されれば傷つく。児相の現場においては、介入による虐待告知から援助が始まることが多いが、「虐待」という言葉に対して保護者が過剰に反応し、大きな抵抗が生じることで、その後の心理援助を行うことが困難になってしまうことも考えられる。また、「虐待」という強い語感からは、悪意のある積極的な加害行為がイメージされてしまうため、子どものためによかれと思ってした愛の鞭としての

体罰や、保護者の知識不足や無関心、貧困等による消極的なネグレクトも「虐待」であることへの理解が得られにくかったりすることが危惧される。

(2) 関係性障害としての子ども虐待

「虐待」という関係性とそうではない関係性は、白と黒で明確に分けられるものではなく、その関係性障害の範囲により、①マイクロ虐待（母子の関係性障害）、②ミニ虐待（家族の関係性障害）、③マクロ虐待（社会の関係性障害）と多層的に捉えることができる（Figure 1）。虐待は瞬間瞬間の親子の対一のミクロのレベルの関係性障害が悪循環に陥る中から生じるものであり、その段階で関係性障害を防ぐためには母子を暖かく見守る他者の存在が必要とされる（渡辺, 2007）。予防という観点からは、ミクロのレベルの段階では、「虐待」という言葉を保護者に突きつけるのではなく、子育ての悩みに耳を傾け、気持ちを受け止める人間関係が地域に求められる。その一方で、マクロのレベルまで虐待が深刻化している場合には、個人の力だけではどうすることもできないため、児相が介入を行った上でのネットワーク支援が



(渡辺 (2007) を参考に、著者が一部改変)

Figure 1 関係性障害としての子ども虐待

必須である。

以上のように「虐待」とは、非常に広い概念であり、本来であれば、「虐待」に代わるより適切な表現について議論するべきだと思われる。しかし、本研究は、児相の現場に焦点を当てたものであるため、その相談援助活動の根拠となる児童福祉法や虐待防止法に基づき、「虐待」という言葉を用いることにする。

3. 子ども虐待対応の特質

(1) 子ども虐待のメカニズム

子ども虐待とは、一つの原因で起こるのではなく、いくつもの要素が重なったときに発生するものであり、例えば、育児不安、社会的孤立、夫婦関係の問題、経済的貧困、援助を求める手段を知らないなどのことが悪循環になって発生しているとされる（坂井, 1992）。子ども虐待とは、個人的レベル（子ども、保護者）だけではなく、環境レベル（家族、親族、地域社会、公的サービス、政治・文化）から捉える必要があり、Table 1のように各レベルには、様々なリスク要因と補償要因がある（Kaufman & Zigler, 1989）。子ども虐待の基本的な考え方としては、リスク要因だけではなく、補償要因にも着目することが重要であり、虐待の発生の可能性を高めるリスク要因があっても、発生を防止するように補償要因がそれぞれのレベルで有効に働けば、虐待に発展する可能性は低くなると考えられる（愛知県, 2009）。

家庭裁判所調査官研修所（2003）は、子ども虐待が深刻化するメカニズムを、「虐待を認めない心理」「虐待の悪循環」「親とパートナーとの関係」という3つの視点から捉え、保護者と子どもが虐待を否認し、家族が必要な援助要請をしないことで生じる悪循環が複雑な家族力動によって助長・促進されることを明らかにしている。このような悪循環に陥ると、家族の力だけでそこから抜け出すことは困難であるため、子ども虐待対応において

Table 1 子ども虐待の決定因 補償因子とリスク因子

	個体発生レベル (個人)	マイクロシステムレベル (家族)	エクソシステムレベル (地域)	マクロシステムレベル (文化)
補償因子	<ul style="list-style-type: none"> ・高いIQ ・過去に受けた虐待の自覚 ・1人の親との肯定的関係 ・特別の才能 ・身体的な魅力 ・対人関係がよい 	<ul style="list-style-type: none"> ・健康な子どもたち ・支持的な配偶者 ・経済的な安定 ・銀行に貯金がある 	<ul style="list-style-type: none"> ・十分な社会的支援 ・ストレスフルな出来事が少ない ・学校での肯定的な経験、および良い仲間関係 ・治療的な介入 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の子どものを共に育てるという感覚を促進する文化 ・暴力に反対する文化 ・経済的な繁栄
リスク因子	<ul style="list-style-type: none"> ・虐待を受けた経験 ・低い自己評価 ・低いIQ ・対人関係がうまくない 	<ul style="list-style-type: none"> ・夫婦の不和 ・問題行動を持った子ども ・未熟児、病気の子ども ・単親 ・貧困 	<ul style="list-style-type: none"> ・失業 ・孤立、社会的支援が得られにくい ・子どものとき仲間関係がよくなかった 	<ul style="list-style-type: none"> ・体罰を容認する文化 ・子どもを所有物とみなす文化 ・経済的な不況

(Kaufman & Zigler (1989) を参考に、著者が一部改変)

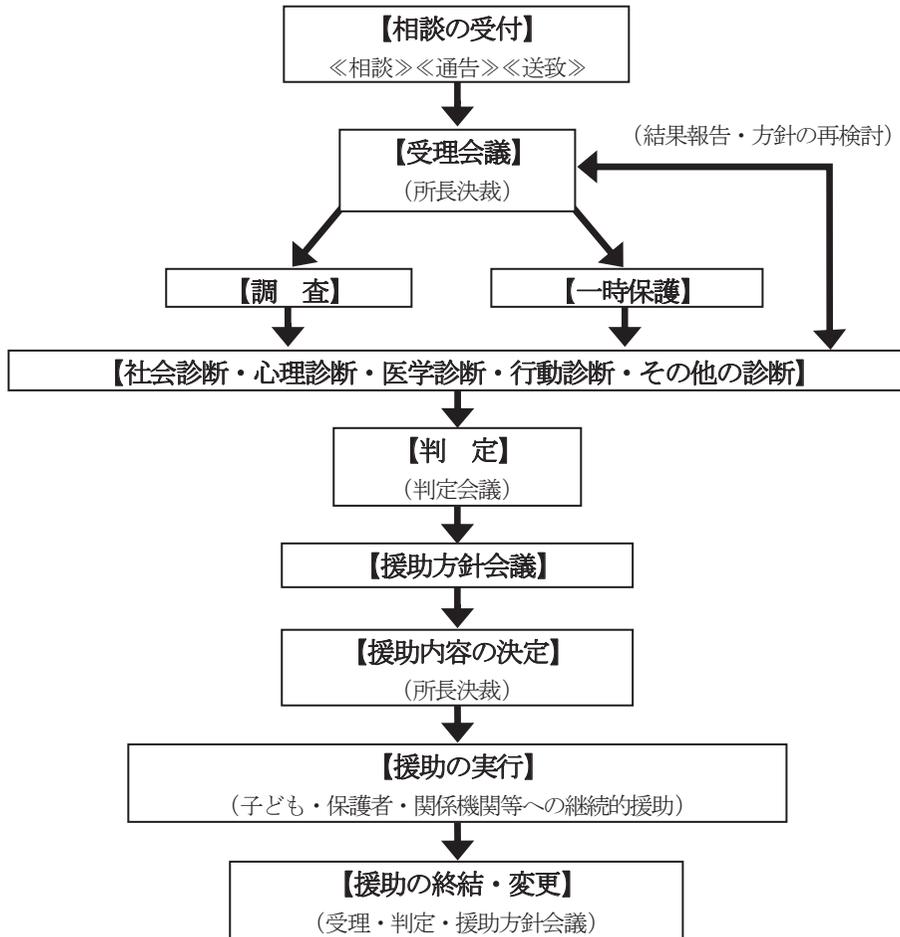
は、第三者による介入が必要不可欠だとされる。また、こうした虐待を否認するケースに介入する際の有効なアプローチ方法を確立する必要があると思われる。

(2) チームアプローチの難しさ

子ども虐待などの子どもの問題は複雑困難化しており、その原因は輻輳して多次元にわたっており、生物・心理・社会的多次元から、統合的にアプローチすることが求められる(村瀬, 2010)。児相では、相談が受理されると、福祉司、心理司、医師、一時保護所の児童指導員などの多職種による総合診断を行い、個々のケースに対する援助指針を作成する仕組みが準備されている(Figure 2)。このような業務を遂行するにあたって、受理会議、判定会議、援助方針会議において、子どもや家族への援助について検討し、さらに検証する作業をしていく。このチーム協議による判定と援助指針の作

成、それに基づく援助が児相の専門性を支える大きな柱であり、これにより、子どもとその環境を総合的に理解した援助活動が展開できると考えられる(厚生労働省, 2013b)。

しかし、子ども虐待対応とは、多くの職種を集めて定期的に会議を開催すれば、ケースに関する情報や目標の共有化ができるという単純なものではない。例えば、保護者担当の福祉司と子ども担当の心理司、さらにはケースの進行管理をする課長、全体責任者である所長というように立場や職種が違えばケースを見る視点も異なるため、ケースのリスク評価や、それに伴う介入・援助の方向性についての意見の齟齬が生じて、協働が円滑に進まないこともある。そのため、実際の子ども虐待の現場においては、協働のための仕組みを用意するだけでは不十分であり、実践的な問題を抱えているといえる。



(厚生労働省 (2013b) を参考に、著者が一部改)

Figure 2 児童相談所の援助の流れ

(3) 「援助を可能にするための援助」という視点

2013年度に愛知県（名古屋市を除く）の児相が対応した虐待ケースは2,344件であり、その相談経路は、「警察・家庭裁判所」が44.2%、「県・市町村」が19.1%、「家族・親戚」が12.2%と続いており、「本人」はわずか1.2%であった（愛知県，2014）。「家族・親戚」では、虐待を行っている主たる保護者以外の家族や親戚からの通報が大半を占めていると推測される。つまり、子ども虐待対応の困難さは、当事者である子どもや保護者が自ら援助を求めない・求められないところにあるといえる。

白木（2003）は、こうした虐待対応の特質を踏まえた上で、援助が必要な人が援助を受けられ、かつ援助システムが適切にサービスを提供できるように双方に対して関わることに心理援助の役割があることを指摘し、狭義の心理療法にこだわることなく、まずは必要な援助が有効に機能するために、状況設定や環境調整などを行うことにこそ心理職の持つアイデアやツールを活用すべきだと提言している。つまり、子ども虐待対応においては、心理職といえども面接室で待っているのではなく、家族のニーズに合わせてソーシャルサポートを利用したり、こちらから出向いていくアウトリーチを行うなどの柔軟な対応と積極的・機動的な関わりが求められている。本来であれば、これらは福祉司等の仕事かもしれないが、児相の現場では、明確な役割分担の上で完全に分業しているのではなく、心理司がソーシャルワークの視点を持って効果的に橋渡しを行うなど、福祉司等と重なり合い、補い合いながら共に援助することが期待されている。

また、こうした相談の枠組みからこぼれてしまうケースに必要な援助を提供するためには、単一の機関で対応するのではなく、その家族に関係する全ての機関が連携し、ネットワークを組んで対応することが必要である（愛知県，2004）。介入を行った児相に比べて、子どもの入所先の施設や地域関係機関の方が良好な関係性が構築できる場合が多く、関係が築かれた機関をベースに、保護者の課題やニーズを汲み取り、支援体制を拡大していくことが有効とされる（厚生労働省，2013a）。

児童相談所における家族再統合に向けた心理援助

1. 家族再統合の定義

(1) 家族再統合の広義な捉え方

家族再統合という用語は、明確な定義がされておらず、その捉え方としては、「施設入所等によって分離された親子が再び一緒に暮らすこと」という狭義のものと、「親子関係のあり方の様々な変容、家族機能の改善・再生」という親子が再び一緒に暮らすことに限定しない広義の

ものがある（厚生労働省，2013a）。

家族再統合を広義に捉えれば、完全な家庭復帰以外にも、定期的な外泊等を行う部分的な家庭復帰であったり、精神面・経済面での親子のつながりといった家庭復帰とは異なる形の再統合もある。実際に施設入所等に至ったケースの中で家庭復帰を目指すことができる事例は限られているが、面会や外泊という形での家族との交流が図られているケースは多く、たとえ親子で一緒に暮らすことは難しくても、親子関係を再調整して発展させていく支援までを含んで家族再統合と理解した方が現場の実態に即していると思われる。

(2) 本研究における家族再統合支援

本研究では、わが国のこうした実態を踏まえ、家族再統合について、「親子が安全かつ安心できる状態でお互いを受け入れられるようになることで、必ずしも親子が一緒に住み暮らすことではない。多面的な支援を提供して、子どもと家族との関係を再構築していく過程で、最適とされる統合形態がその家族にとっての再統合の形である。従って、虐待の重症度、分離の有無にかかわらず、家族機能の再生・回復を広く家族再統合と考える」（愛知県，2004）という定義を採用する。

そのため、本研究における家族再統合支援の対象としては、施設入所等から家庭復帰を目指すケースのみならず、当面の家庭復帰の見通しがないケースであったり、一時保護や施設入所等が行われていない地域の在宅支援ケースについても含めて幅広く捉えることにする。

2. 家族再統合支援の実際

(1) 問題を抱えながらの地域生活

山本他（2010）によると、虐待を理由に施設入所した事例のうち、家庭復帰を目指すのは15～17%であり、家庭復帰までの期間は、約半数が1年半以内、7割以上が3年以内である。まだ養育上の課題を残したまま家庭復帰しているのが50～60%あり、家庭復帰の同一年度内の再発率は11～14%に及んでいる。一方で、2013年度に愛知県（名古屋市を除く）の児相が対応した全体の虐待ケース2,344件のうち、一時保護を行ったのは29.1%であり、結果として施設・里親への措置に至ったのが7.9%であった（愛知県，2014）。すなわち、児相の虐待ケースの7割以上は一時保護すらされておらず、たとえ一時保護されたとしても、最終的に施設・里親のところに行くのは、虐待ケース全体からすると1割にも満たない。

以上のように、施設入所等から家庭復帰を目指すケースはそれほど多くないが、児相が関わった虐待ケースのほとんどは、何らかの課題を抱えながらも元の地域での生活を続けている。こうした現状を考慮すると、「家庭復帰後の指導・支援はアフターケアでなく、新たな在宅

指導・支援の開始と位置づける必要性が高い」(山本他, 2010)という指摘があるように、家庭復帰は、家族再統合支援のゴールではなく、一つの通過点と捉えるのが妥当であろう。むしろ多くの在宅支援ケースが存在することを考えれば、児相の家族再統合支援としては、地域援助のあり方が重要になってくると思われる。

(2) 地域におけるネットワーク支援の必要性

わが国の子ども虐待対応は、2000年の虐待防止法の施行とその後の法改正により、虐待を受けた子どもの発見や保護の体制作りについては徐々に整備がされつつある。しかし、子ども虐待とは保護者を有害視し、子どもを保護するだけでは根本的な解決にはならない。むしろ長期的には、家庭と保護者からの分離に伴う心理的影響を抱え、社会や他者に対してだけでなく自己にも不信を抱く子どもを大量に生み出してしまふ。危機介入と家族再統合プログラムは、虐待臨床の両輪であり、危機介入により「今、ここで」虐待を食い止め子どもの命を守ると同時に家族再統合も始める必要がある(渡辺, 2007)。

児相の子ども虐待対応では、介入と同時に家族再統合に向けた援助を開始し、子どもの時間軸で援助計画を作成し、仮に親子分離等を行う場合には、なるべく早期の家庭復帰を目指して援助を行っていくことが重要である。しかし、その一方で、そのような短時間で家庭のリスクを完全になくすことは現実的ではないため、家族が問題を抱えながらも地域で暮らしていけるように周囲で支えるネットワークを形成することが、児相の虐待ケースの家族再統合の一つのあり方だと思われる。

(3) わが国で実施されている家族再統合プログラム

加藤他(2013)の全国の児相調査によると、子ども虐待の取り組みには、福祉司や心理司を始めとする様々な職種が関わっており、何らかのプログラムを行っている児相は半数以上にのぼり、実施児相は最近の数年で急増している。わが国の児相で実施されている家族再統合プログラムとしては、Common Sense Parenting(以下、CSPと略記;野口, 2008)が44%で最多であり、Signs of Safety Approach(以下、SoSAと略記;Turnell & Edwards, 1999)が26%でそれに次いでいる。全国の半数近くの児相で実施されているCSPとは、暴力や暴言を使わずに子どもを育てる技術を保護者に伝えることで、子ども虐待の予防や親子関係の回復を目指すペアレント・トレーニングである。CSPのように心理教育を行うことで保護者の行動改善を目指すアプローチとしては、愛知県の児相で実施されている教育プログラム(佐々木・田中, 2013)などがある。

しかし、家族再統合に向けた援助プロセスは、CSPの

ような保護者支援プログラムだけで進んでいくわけではない。家族再統合とは、「プログラム」という形で抽出されるような独立したイベントではなく、子どもや家族の支援経過の全体に織り込まれたプロセスと捉える必要がある(西澤, 2013)。家族再統合における支援対象としては、①子どもに対する支援、②保護者に対する支援、③親子関係に対する支援、④親族等に対する支援などの領域が考えられ、地域関係機関との支援ネットワークを絡めながら、これらの領域が重層的、複合的に進展することで再統合が展開される(厚生労働省, 2013a)。つまり、家族再統合に向けた心理援助においては、子どもや保護者といった個人のみならず、その周囲の人や環境との相互作用までを全体的に捉えるシステムズ・アプローチや、「人と環境の適合」(山本, 1986)を重視するコミュニティ心理学の視点を持つことが必要不可欠だといえる。

3. 関係性を重視した家族再統合プログラム

(1) 子どもの安全を追求したアプローチ

子ども虐待対応は、子どもの安全・安心において一歩も妥協しない姿勢とともに、安全・安心を構築する主体は家族自身であり、真にそれが実現するとすれば、その可能性は家族の中にこそあるというスタンスを基本的な考え方とするのが適切であるとされる(厚生労働省, 2013a)。全国の児相の約4分の1で実施されているSoSAは、子ども・家族・援助者の協働的な関係性を重視し、家族が安全・安心を構築していく主体者となるように支援していく子ども虐待対応の枠組みである。

SoSAと他の保護者支援プログラムとの大きな違いは、保護者を変えることを援助の目標としないところにある。例えば、CSPでは、適切な子育てスキルの獲得による保護者の行動変容がターゲットとされるが、SoSAでは、個人と社会の相互作用に注目して、家族やコミュニティのストレングスを引き出し、エンパワメントすることで、子どもの安全の構築を目指す。その援助プロセスでは、原因の追究をせず、未来の解決像を構築していく短期療法であるSolution-Focused Approach(以下、SFAと略記)の対話技法を活用する。SoSAは、理想的な家族機能を目指すセラピーではなく、子どもの安全が保障される状態を目指したケースマネジメントであり、介入から家庭復帰、最終的なケース終結までの援助プロセスにおいて一貫して児相が設定した「子どもの安全」という枠組みに沿った支援を行う。つまり、家族はそれぞれに固有の課題を抱えて生活をしており、その全てを解決することを目指すのではなく、最低限クリアしなければならないボトムラインを家族と共有し、家族の意見をしっかりと聞きとめ、児相と家族がパートナーシップを築き、子どもにとって安全な家族機能というゴールに近

づくために行動するのがSoSAの特徴だといえる(菅野, 2007)。

実際の児相の現場では、保護者が抱える問題があまりにも深刻で改善が難しいケースも少なくない。そのため、保護者をことさら変えようとするのではなく、「人と環境の適合」を高めることで子どもの安全に関連する問題の解消を試みるSoSAのような発想が必要だと思われる。

(2) 介入と支援の統合

SoSAとは、厳密に言えば、パッケージ化された「プログラム」ではなく、援助の枠組み全体に関する考え方のことであり、CSPなどの保護者支援プログラムとは、その性質が大きく異なる。山本(2013)は、こうした基本的な性質の違いについて、①ソーシャルワーク全般に及ぶアプローチと、②部分的かつ課題設定的なアプローチの2つのタイプに分けて考える必要があることを指摘している。具体的には、SoSAが前者にあたり、CSPなどは後者に該当する。援助プロセス全般に及ぶSoSAのようなアプローチの最大の特徴は、介入と支援を統合しているところにある。そのため、児相の子ども虐待対応を介入段階と支援段階で切り離して考え、家庭復帰の対象ケースと児相が判断してからSoSAを部分的に実施するというのは、本来の運用の仕方ではない。

わが国の場合、児相が介入と支援の二重の役割を担っているからこそ、援助プロセス全般に及ぶSoSAのようなアプローチの意義は大きいと思われる。具体的には、介入から家族再統合に至る全ての援助プロセスにおいて、SoSAの枠組みを用いた一貫した対応を行い、必要に応じて、CSPなどの部分的かつ課題設定的なアプローチを取り入れるというように、これらを重層的に組み合わせた心理援助を展開することが理想的だと思われる。

(3) 当事者参画を促進する支援モデル

SoSAのような性質を持つ家族再統合支援の枠組みとしては、システムズ・アプローチや社会構築主義の発想から生まれた虐待事実を否認するケースに対する未来の安全作りを行う体系的なアプローチであるResolutions Approach(以下、RAと略記;Turnell & Essex, 2006)や、SoSA, SFA, RA, 動機づけ面接法などの様々な技法を統合した家族と安全を中心に据えた協働的なアプローチであるPartnering for Safety(以下、PFSと略記;Parker, 2012a)がある。

PFSは、子ども・家族・援助者の協働作業によるアセスメントとプランニングの枠組み(Table 2)を中心に組み立てられており、①心配していること、②うまくいっていること、③安全のものさし、④起きる必要があることの4つの問いかけによって整理していく(Parker, 2012b)。PFSによる援助は、このような協働的なアセスメントを土台として、家族再統合に向けた安全作りへと向かっていくが、そのプロセスは、①危険と今後の安全を特定するプロセスに全員に関わってもらう、②当面の安全を確保する、③安全計画作りについて説明し、安全ネットワークを見つける、④全員が心配ごとを理解する、⑤詳細な安全計画を作る、⑥安全計画のモニタリングと見直しを行うという段階を経る(Parker, 2012a)。

家族再統合に向けた援助プロセスに子どもや家族の意見を反映させるための有効なツールとしては、『三つの家』(Weld & Greening, 2005)や『安全の家』(Parker, 2009)などが開発されている。安全に関する話し合いは複雑であるため、児相と保護者、地域関係者などの大人同士だけで行われがちであるが、これらのツールを活用することで、当事者である子どもが安全作りのプロセス

Table 2 PFSのアセスメントとプランニングの枠組み

① 心配していること	② うまくいっていること
【これまでの危害】	【保護的な行動】
【難しくさせている要因】	【強み】
③ 安全のものさし	
0 (危険) ←————→ 10 (安全)	
④ 起きる必要があること：今後の安全のための計画作り	
【今後の危険】	【安全ゴール】
【今後の安全に向けての次のステップ】	

(Parker (2012b) を参考に、著者が一部改変)

に主体的に参画することも可能になる。

わが国におけるSoSAやPFS、『三つの家』などの実践については、児相や施設などの心理職やソーシャルワーカー等の立場からの報告があるが(井上・井上, 2008; 井上・井上・永井, 2013), 先進諸外国のように児童福祉制度の中に組み込み、組織的に導入しているわけではなく、それらのツールを部分的に取り入れているというレベルにとどまっている。SoSAやPFSは、その性質上、介入から家族再統合までの全ての援助プロセスの中で、チームとして一貫して行うことで、その効果を最大限に発揮することができる。そのため、今後はわが国の児童福祉領域で当事者参画を促進するSoSAやPFSの実践を重ね、関係性を重視した家族再統合プログラムの有効性を実証していくことで、これらを子ども虐待対応システム全体の中に組み込んでいくことが望まれる。

4. 児童相談所の児童心理司のあり方

(1) 俯瞰的な視点からの見立て

最後に、以上のような家族再統合に向けた心理援助を行う上で重要な役割を担っている児相の心理司のあり方について述べる。大島・山野(2009)の調査によると、心理司に求められる役割は、心理療法よりもアセスメントの比重の方が大きいことが示されている。心理司は、福祉司等と協働し、子ども・家族・関係者から生育歴や家庭・学校での様子などの情報収集を行い、心理検査、面接、行動観察などを行うことで、ケースの見立てを行う。子ども虐待対応においては、見立てをチームで共有することが重要であり、援助指針作成の際にはもちろん、その後もケースに関わりながら、何度も見立ての修正を繰り返しながら、より適切な介入方法を検討していく。

SoSAやPFSを援助の枠組みとした家族再統合支援では、家族のリスクだけではなく、ストレングスにも焦点を当てたバランスのとれたアセスメントを行い、子ども・

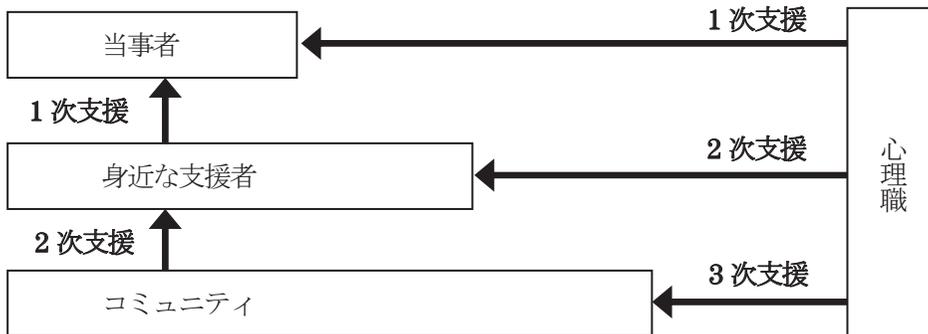
家族・援助者の協働による計画作りを行うことで今後の見通しや目標を共有できるようにする。このような援助プロセス全体の流れの中で心理司には、子どもや保護者といった個人レベルだけではなく、家族を取り巻く環境レベルまで見立てることが求められている。

こうした心理司のあり方は、窪田(2009)が提唱する、当事者・身近な支援者・コミュニティが潜在的に持っている力を高め、より自律的な生活の実現を目指す臨床心理学的コミュニティ・エンパワメント・アプローチに通じるところがあると思われる。つまり、チームプレイに優れた心理司は、ケース全体を俯瞰的に捉え、子どもや保護者などの当事者のみならず、身近な支援者、コミュニティの各層およびその相互関係を見立て、それぞれに対する1次・2次・3次支援を同時並行的・多層的に展開しているといえる(Figure 3)。この支援モデルは、精神科デイケアの現場で生まれ、その後、学生相談、スクール・カウンセリング等の教育臨床領域で実践的な検討が行われてきたものであるが、こうした個からネットワーク、支援システムを一体に視野に入れたアプローチは、子ども虐待領域においても効力を発揮すると思われる。

子ども虐待対応のプロセスで心理司に求められるものは多岐に渡るが、このような俯瞰的な視点から見立てを行うことで、ケースに対する理解や援助チームの協働が促進され、切れ目のない支援が可能となると考えられる。

(2) 身近な支援者の心理的サポート

児相の現場においては、保護者に直接関わる福祉司は、介入に対する反発として、激しい攻撃にさらされることが少なくない。また、一時保護所や施設では、子どもに日常的に関わる児童指導員や保育士等が、子どもの問題行動に振り回されて、疲弊してしまうこともある。子ども虐待の現場とは、非常にストレスフルであり、援助者のバーンアウトという深刻な課題を抱えている。そのた



(窪田(2009)を参考に、著者が一部改変)

Figure 3 臨床心理学的コミュニティ・エンパワメント・アプローチ

め、ケースの身近な支援者を支えるための心理的サポートを行うことが心理司の重要な役割としてあげられる。

加藤 (2013) は、子どもを取り巻く人や環境、システム全体の心理支援能力を向上させる施設心理職の役割として心理コンサルテーションをとりあげ、実証的な研究を行っている。その結果、①組織との関係調整、②心理的側面に関する客観的理解の促進、③コンサルタントによる心理的支え、④職員関係の強化という4つの機能があることを明らかにしている。児相の心理司の援助対象は、子どもや保護者だけではなく、福祉司や施設職員、地域の関係者等の他職種の援助者も含まれ、身近な支援者をエンパワメントしたり、コミュニティをコーディネートする役割を果たす必要があると考えられる。

深刻な虐待などを経験してきた子どもたちは発達的にみるならば、精神分析用語でいう「エディプス期」以前のつまずき、すなわち「二者関係」の段階で対人関係の失調を経験した人々である。それゆえ、これらの人々には個人心理療法のみをもってしては、治療効果が十分に期待できない (滝川, 1990)。そのため、不適切な養育を受けた子どもに対しては、子どもを取り巻く全体状況を視野に入れて、生活を基盤にさまざまな専門職が協働的にかかわることが大切であるとされる (橋原, 2013)。

従来の心理職には、二者関係の中での個別的な深い関わりが求められてきたが、ネットワーク支援が重要とされる子ども虐待対応においては、チームアプローチやコラボレーションを重視した新たな役割が期待される。しかし、こうした心理援助のあり方については、近年、わが国においてはコミュニティ心理学の分野でその重要性が叫ばれており、児相の現場でも以前から職人芸的に行われてきているものの、実証的な研究となると高岡 (2013) によるものなど緒についたばかりである。そのため、児相の現場の臨床知に焦点を当てた実証的な研究を行うことで、家族再統合に向けた新たな心理援助モデルを構築することが今後の課題であると思われる。

引用文献

- 愛知県健康福祉部児童家庭課 (2004). 平成15年度家族再統合援助事業調査研究委員会報告書 家族再生のための地域型家族支援マニュアル (平成16年2月発行)
- 愛知県健康福祉部児童家庭課 (2009). 平成20年度被虐待児家庭復帰プログラム検討委員会報告書 家族再統合マニュアル (平成21年3月発行)
- 愛知県健康福祉部児童家庭課 (2014). 平成25年度児童(・障害者)相談センター業務概要統計
- 井上直美・井上薫 (編) (2008). 子ども虐待防止のための家族支援ガイド サインズ・オブ・セイフティ・アプローチ入門 明石書店
- 井上直美・井上薫・永井健 (編) (2013). 心の地図を広げる安全パートナーリングと「三つの家」パートナーリング岐阜
- 家庭裁判所調査官研修所 (2003). 児童虐待が問題となる家庭事件の実証的研究 深刻化のメカニズムを探る 司法協会
- 加藤則子・柳川敏彦・瀧本秀美・山本恒雄・鈴木浩之・菅野道英・坂戸美和子・吉田穂波 (2013). 平成24年度厚生労働科学研究費補助金政策科学総合研究事業 (政策科学推進研究事業) 総括・分担研究報告書 児童虐待事例の家族再統合等に当たっての親支援プログラムの開発と運用に関する研究 (平成25年3月発行)
- 加藤尚子 (2013). 児童養護施設における心理コンサルテーションの機能に関する研究 「心理コンサルテーション機能測定尺度」を用いた検討 心理臨床学研究, 31(4), 663-673.
- Kaufman, J. & Zigler, E. (1989). The intergenerational transmission of child abuse. In Cicchetti, D. & Carlson, V (Eds), *Child Maltreatments*. Cambridge: Cambridge University Press. pp.129-150.
- 川崎二三彦・竹中哲夫・藤井常文・石田公一・鈴木崇之・小出太美夫・相澤林太郎 (2013). 児童相談所のあり方に関する研究 —児童相談所に関する歴史年表— 子どもの虹情報研修センター
- 厚生労働省雇用均等・児童家庭局 (2006). 今後の児童家庭相談体制のあり方に関する研究会報告書
- 厚生労働省雇用均等・児童家庭局 (2013a). 子ども虐待対応の手引き (平成25年8月改定版)
- 厚生労働省雇用均等・児童家庭局 (2013b). 児童相談所運営指針 (平成25年12月改定版)
- 窪田由紀 (2009). 臨床実践としてのコミュニティ・アプローチ 金剛出版
- 村瀬嘉代子 (2010). 子どもの福祉における心理専門職の現状と課題 下山晴彦・村瀬嘉代子 (編) 今, 心理職に求められていること 医療と福祉の現場から 誠信書房 pp.202-211.
- 橋原真也 (2013). 児童養護施設におけるプレイセラピーと生活援助の協働 心理臨床学研究, 30(6), 809-820.
- 西澤哲 (2013). 親支援と家族再統合の現状と課題 子どもの虐待とネグレクト, 15(3), 262-267.
- 野口啓示 (2008). 被虐待児の家族支援—家族再統合実践モデルと実践マニュアルの開発 福村出版

児童相談所の家族再統合に向けた心理援助の現状と課題

- 大島剛・山野則子 (2009). 児童相談所児童心理司の業務に関する一考察 人間福祉学研究, 2(1), 19-33.
- Parker, S. (2009). *The Safety House: A child protection tool for involving Children in Safety Planning*. SP Consultancy. (パーカー, S. 井上直美・井上薫 (訳) (2010). 安全の家 安全プラン作りに子どもたちを招き入れるためのツール 安全パートナーリング研究会)
- Parker, S. (2012a). *Partnering for Safety: An Introduction to Family and Safety-Centred Practice*. SP Consultancy. (パーカー, S. 井上直美・井上薫 (訳) (2012). 安全パートナーリング 家族と安全を中心にすすめる実践入門 安全パートナーリング研究会)
- Parker, S. (2012b). *"Partnering for Safety" Assessment and Planning Framework*. SP Consultancy. (パーカー, S. 井上直美・井上薫 (訳) (2012). 安全パートナーリングのアセスメントとプランニングの枠組み 安全パートナーリング研究会)
- 才村純 (2009). 法改正に伴う児童相談所の現状と課題 子どもの虐待とネグレクト, 11(1), 26-33.
- 坂井聖二(1992). 小児科領域からみた児童虐待 アルコール依存とアディクション, 9, 182-189.
- 佐々木大樹・田中清美 (2013). 愛知県児童相談所における虐待再発防止プログラムの実施報告 子どもの虐待とネグレクト, 15(2), 197-206.
- 白木孝二 (2003). 私が期待する児童虐待へのアプローチ 援助を可能にするための援助 宮田敬一 (編) 児童虐待へのブリーフセラピー 金剛出版 pp.25-37.
- 菅野道英 (2007). 児童相談所の取り組み ー虐待家族への支援ー 谷口卓・末光正和 (編) 実践から学ぶ児童虐待防止 学苑社 pp.91-109.
- 高岡昂太 (2013). 子ども虐待へのアウトリーチ 多機関連携による困難事例の対応 東京大学出版会.
- 滝川一廣 (1990). 情短施設における心理治療 (杉山信作他(編) 子どもの心を育てる生活 ーチームワークによる治療の実例 星和書店 pp.254-288.
- 津崎哲郎 (2010). 児童相談所の取り組みの現状と今後の課題 季刊社会保障研究, 45(4), 385-395.
- Turnell, A. & Edwards, S. (1999). *Signs of Safety. A solution and safety oriented approach to Child Protection Casework*. New York: Norton.
- Turnell, A. & Essex, S. (2006). *Working with 'Denied' Child Abuse: The Resolutions Approach*. Open University Press. (ターネル, A.・エセックス, S. 井上薫・井上直美 (監訳) (2008) 児童虐待を認めない親への対応 明石書店)
- 渡辺久子 (2007). 臨床心理・精神医学的観点からの児童虐待への対応について 子どもの虹情報センター 紀要, 5, 1-12.
- Weld, N. & Greening, M. (2005). *The Three Houses model- a tool for gathering information. 2005 conference paper*. Signs of Safety Gathering England. (ウェルド, N.・グリーニング, M. 井上直美・井上薫 (訳) (2007). 三つの家モデルー情報収集のツール 日本福祉大学社会福祉論集, 117, 141-158)
- 山本和郎 (1986). コミュニティ心理学 地域臨床の理論と実践 東京大学出版会
- 山本恒雄・庄司順一・有村大士・永野咲・鶴岡裕晃・佐藤和宏・新納拓爾・宮口智恵・板倉孝枝・伊藤悠子・八戸弘仁・坂井隆之・久保樹里・鈴木浩之・根本顕・中島淳・野口啓示・前橋信和 (2010). 児童相談所等における保護者援助のあり方に関する実証的研究 (4) 保護者援助手法の効果, 妥当性, 評価, 適応に関する実証的研究2 日本子ども家庭総合研究所 紀要, 47, 193-301.
- 山本恒雄 (2013). 児童相談所における保護者支援の現状と今後の課題について 子どもの虐待とネグレクト, 15(3), 268-276.

(2014年8月29日受稿)

ABSTRACT

The current situation and tasks regarding psychological supports for family reunification at child guidance centers

Norifumi SENGA

The purpose of this study is to explore the current situation and tasks regarding psychological supports for family reunification at child guidance centers. Recently, child maltreatment has become a serious social problem and the number of the cases of child maltreatment accepted and dealt in child guidance centers has rapidly increased since 1990's. Since the Child Abuse Prevention Law was enforced in 2000, child guidance centers have been reinforced to intervene in the families suspected of child maltreatment. However, the role conflict occurs because child guidance centers have both roles of compulsory intervention and family reunification. It is a difficult and complex work for child guidance centers to build constructive relationship with the parents who are compulsorily intervened. At the field of child protection, community approaches such as outreach and network supports based on multi-institutional collaboration are essential in order to provide necessary services for the involuntary cases of child maltreatment.

While there are various factors causing child maltreatment, it is significant for the workers to evaluate not only risk factors but also protective factors. Even if there are many risk factors, protective factors may act as buffers to prevent child maltreatment. Among the cases which achieved family reunification, 50 percent of children returned home within a year and a half, and 70 percent within three years. Meanwhile, 50 to 60 percent of the reunified families got back together with some problems to be solved in a long term; 11 to 14 percent of the cases were re-intervened as child maltreatment case within a year. In practice, it is impossible to solve all of the problems within such a short term. It is necessary to build social support network so that the children can live in the community despite some problems left unsolved.

In Japan, 44 percent of child guidance centers use Common Sense Parenting (CSP), and 26 percent of them apply Signs of Safety Approach (SoSA) as family reunification programs. While CSP is a parenting program to give parents effective discipline skills, family reunification is developed by the approach not only to parents but also to children, family and extended family members. Therefore, it is essential for the workers to have not only the perspective on an individual but also the perspective of community psychology, or an ecological perspective on the person-environment fit. SoSA is a safety oriented child protection framework which focuses on the interaction between a person and society. One of the features of SoSA is that it integrates the role of crisis intervention with that of family reunification, so it can be extended to the general social work process. Partnering for Safety (PFS) is a family and safety-centered approach which integrates various theories including SoSA. PFS has useful tools such as 'The Safety House' which help the children and their parents participate in the casework process.

Through the process of psychological supports for family reunification above, the core role of child psychologists at child guidance centers is to make psychological assessments, which help to share the understanding of the cases and to facilitate collaboration with the workers. As child psychologists are now expected to work in a team, it is required to construct a new psychological support model which takes account of team approach.

Key words: child maltreatment, family reunification, child guidance center, child psychologist, Partnering for Safety (PFS)